

2023 年度 保存版
【別冊】

富士フィルムグループ団体保険のご案内

重要事項説明書

「団体損害保険」
三井住友海上火災保険株式会社

P 1 ~ P 40

「社員グループ保険」・「積立年金保険」
日本生命保険相互会社

P 41 ~ P 54

「医療保険 入院保障保険（プライム 60）」
アクサ生命保険株式会社

P 55 ~ P 61

この冊子には富士フィルムグループ団体保険の加入手続きのための健康状況告知書質問事項や保障（補償）内容に関する大切な事柄が記載されています。お手続きの前に商品パンフレットとあわせてご一読いただき、内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みくださいますようお願いします。
なお、「商品パンフレット」と「別冊」は各商品の保険期間終了まで必ず保管ください。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

*印を付した用語については、P21～P23の「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
ケ ガ 保 険 傷 害 保 険 （ 1A ・ 2A ・ 1B ・ 2B ・ 1C ・ 2C ）	傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型）特約	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 「補償対象外となる運動等」 山岳登攀(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3)職務として操縦する場合は含みません。 (*4)モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型）特約	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	
		傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
		傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
ケ ガ 保 険 傷 害 保 険 （ 1A ・ 2A ・ 1B ・ 2B ・ 1C ・ 2C ）	傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型）特約	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページと同じ)								
【特約の説明】											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>セットする特約</th> <th>特約の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）</td> <td>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</td> </tr> <tr> <td>就業中の傷害危険対象外特約（1A・2A プラン）</td> <td>職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。</td> </tr> <tr> <td>天災危険補償特約（1A・2A・1B・2B・1C・2C プラン）</td> <td>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。</td> </tr> </tbody> </table>				セットする特約	特約の説明	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。	就業中の傷害危険対象外特約（1A・2A プラン）	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。	天災危険補償特約（1A・2A・1B・2B・1C・2C プラン）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
セットする特約	特約の説明										
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。										
就業中の傷害危険対象外特約（1A・2A プラン）	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。										
天災危険補償特約（1A・2A・1B・2B・1C・2C プラン）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。										



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 氣 保 險 (8E · 8I · 8H · 8F)	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気 (テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*) (加入者証等に記載されます。) <p>(注)保険期間の開始時(*)より前に発病*した病気(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するプランに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(* 1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存など</p> <p>(* 2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない限り受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることができます。</p> <p>(* 3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(* 4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(* 5)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 (8Fを除く) ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	(前ページからの続き) (*)6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。	
	団体総合生活補償保険 (MS&AD型)	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>①回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術*の場合 [疾病入院保険金日額] × [20]</p> <p>②①以外の手術の場合 [疾病入院保険金日額] × [5]</p> <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われるごとに、直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	疾病入院時一時金額の全額
		疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償するプランに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>①回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 [疾病入院保険金日額] × [10]</p> <p>(注 1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注 2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなりました直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 (8Eのみ) ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	疾病退院時一時金額の全額
		疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット	P10 (☆) 参照	<p>「疾病入院」の状態が、免責期間*(0日)を超えて継続した場合</p> <p>(注 1)1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払します。</p> <p>(注 2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてお支払いしません。</p> <p>「疾病入院」の状態が90日以上となった場合</p> <p>(注 1)1回の疾病入院*における疾病入院の日数(*)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払します。</p> <p>(*)疾病入院保険金の支払限度日数*(1,095日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含まれません。</p>	疾病長期入院時保険金額の全額	(注)1回の疾病入院*における疾病入院の日数(*)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払します。	

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
病 気 保 険 (8E · 8I · 8H · 8F)	疾病手術費用保険金 ★ 疾病手術に伴う費用補償特約 ☆ 疾病手術臨時費用対象外特約 ☆ 特定精神障害補償特約	保険期間中に疾病入院を開始した場合で、その疾病入院の期間中(*)に、医師*による健康保険の手術料の対象となる手術を受けられた場合。 (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間* (1,095日)が満了するまでの間に限ります。	保険金のお支払額 疾病手術費用保険金 ★ 疾病手術に伴う費用補償特約 ☆ 疾病手術臨時費用対象外特約 ☆ 特定精神障害補償特約	保険金をお支払いしない主な場合 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*) 疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間* (1,095日)が満了するまでの間に限ります。 (注1)次のいずれかの給付等がある場合は、実際にかかった費用から差し引きます。 ●公的医療保険制度*または労働者災害補償制度*から給付される費用 ●加害者等から支払われた損害賠償金 など (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	葬祭費用保険金 ★ 葬祭費用補償特約	保険金のお支払額 葬祭費用保険金 ★ 葬祭費用補償特約	保険金をお支払いする場合 ☆ 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● P 1 の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ	保険金をお支払いする場合 ☆ 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害(*1)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*2 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)により入院*された場合



病
気
保
険

**病
気
保
険**
**(
8E
)**

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 (オプションS)	先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 保険金をお支払いしない主な場合	<p>病気の治療のため先進医療を受けた場合、P3～P4の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。</p> <p>（注）保険期間の開始時（*5）より前に被ったケガまたは発病（*4）については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療に伴う費用を補償するプランに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*2）を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気（*2）を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>（*1）「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般的な保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>（*2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気（*3）を含みます。</p>	病 気 保 険 (オプションK2)	親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット（K2のみ）	保険金をお支払いする場合 保険金のお支払額 保険金をお支払いしない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等（*6）の無資格運転、酒気帯び運転中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療（*7）を目的として医師（*8）がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱（*9）、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群（*10）、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（*11）など <p>（注）保険期間の開始時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>（注2）特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求することができます。詳細はP32の＜代理請求人について＞をご覧ください。</p>



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病 気 保 険 団体総合生活補償保険 (M S&A D型) (オプションK2)	<p>介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）セット</p> <p>保険期間中に、要介護状態（要介護2以上の状態）*である介護対象者*を介護するために、被保険者が介護による休業*を93日（免責期間*）を超えて取得した場合 (注)【継続加入において、継続前後で契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となつた事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となつた事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となつた事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護による休業補償保険金額 × [てん補期間内]</p> <p>介護による休業期間*の月数</p> <p>(注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合は1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。</p> <p>(注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行つたいすれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6)補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*がこれらの中のものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* <p>など</p> <p>(注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となつた事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となつた事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。</p> <p>(*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>

【特約の説明】		
病 気 保 険	セットする特約	特約の説明
	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (8E・8I・8H・8F プラン)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20 に変更します。

(☆)疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償するプラン(*1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*2)の原因となった病気(*3)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気(*3)を発病した時が、その病気による入院(*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*3)疾病入院(*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害保険金と同内容 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約			<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人 (家事使用人を除きます。) が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両 (ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
団体総合生活補償保険 (標準型) (5F)	<p>①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア、本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。) を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠 償 保 険 (5F)	団体総合生活補償保険 (標準型) (5F)	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約 保険期間中で、受託物(*1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(*2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に對して法律上の損害賠償責任を負わされた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます)から預かつた財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P20の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使 (差し押え・没収・破壊等) による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故 (故障等) による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹 (ひょう)、砂塵 (じん) その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶 (原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者的損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能したことによる損害賠償責任 (収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P20の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害死亡保険金と同内容	ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - [被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額] - 免責金額* (0円)	(注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	P1ケガ保険の傷害後遺障害保険金と同内容	<家族型への変更に関する特約をセットする場合>	(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。	(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要なまたは有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。	●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
				追加される事由 ●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ 除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ	(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者の申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができないので注意ください。	(注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任
携行品保険(標準型)	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押さえ・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P20の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害	(注1)損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1つのものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券を含みます)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
					(注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	(注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
					(注3)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	(注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
					(注5)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。		●妊娠、出産、早産または流産によるケガ
					(注6)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。	●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医学的処置によるケガ	
					(注7)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)	
					(注8)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*	
							●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)
							●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎など
							(注9)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
【特約の説明】							
セットする特約		特約の説明					
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)		保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。					
家族型への変更に関する特約(10Gプラン)		被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。					

携行品保険(標準型)
团体総合生活補償保険(標準型)
10F
10G

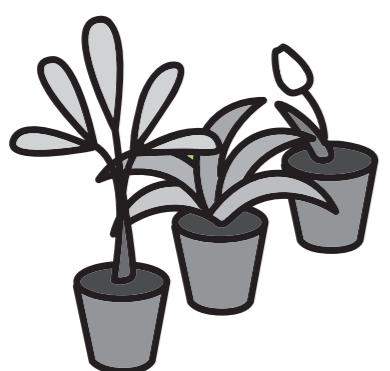
携行品保険

ゴルファー向け保険

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)	傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 • 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 • 1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページ傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)	ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B)	傷害通院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。）	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 • 事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 • 1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P14 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金と同じ)
団体総合生活補償保険	傷害手術保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*（180日）中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいすれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。		団体総合生活補償保険 (6E・6D・6A・6B)	ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約 保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品(*)の盗難およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	被害物の損害額（被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）がある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族*の故意による損害 ● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など



ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー向け保険 (6E・6D・6A・6B) 团体総合生活補償保険	<p>ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)</p> <p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者 (同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合には同伴競技者は不要です) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p> <p>(*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 (引受保険会社、他の保険会社を問いません) ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます) が他にある場合、補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合には同伴競技者は不要です) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に (公式競技の場合には同伴競技者は不要です) プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (達成証明資料がある場合は不要です。) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>			

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張をして行う暴力的行動をいいます。

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
(注)ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはその家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されます。しかし一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなつた場合は、その影響がなかつたときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体 長期 障害 所 得 補 償 保 険 金 長期 収入 サ ポー ト プラン （A）	身体障害*により、就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\text{支払基礎所得額}^* \times [\text{所得喪失率}^*] \times [\text{約定給付率}^*(100\%)]$</p> <p>(注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*（250,000円）を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額*に約定給付率*を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合は1か月末満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となつた場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率*を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p>	<p>(1)新規加入日から12か月以内に就業障害*になつた場合、就業障害の原因となつた身体障害*について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に 대해서は、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被つた身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被つた身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被つた身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被つた身体障害による就業障害(*1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被つた身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被つた身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被つた身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害(*2) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被つたケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被つた精神障害を原因として発生した就業障害(*3) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被つた身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害(*4) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気(*5)等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p>

（次ページへ続く）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
長期収入サポートプラン（A）	団体長期障害所得補償保険金	<p>(前ページからの続き)</p> <p>①ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となつた事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>(* 1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(* 2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(* 3)「精神障害補償特約」がセットされているため、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*6)中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>(* 4)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(* 5)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(* 6)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版) 準拠」によります。</p>

補償対象外となる主な「携行品」	
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡・補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鑄型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他のこれらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テーブ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど	など

補償対象外となる主な「受託物」	
日本国で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P1の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畠、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物など	など



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

MEMO

【※印の用語のご説明】の続き

- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されたことをいいます。
- (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額}(*1) - \text{(掛けなくなったことにより支出を免れる金額}(*2))}{12 \text{ (か月)}}$$

(*1)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

(*2)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

- 「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。（病気保険）

適用される保険金の名称
・疾病入院時一時金　・介護による休業補償保険金

- 「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。（長期収入サポートプラン）

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

- 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

<K2プラン>

- 「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

<Kプラン>

- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）…要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）…要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によつて定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

留
意
点

ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

（1）この保険は富士フィルムホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかつた場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

（2）加入資格者の範囲

<お申込人となる方の範囲> ケガ保険・病気保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・長期収入サポートプラン
お申込人となる方は富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方に限ります。

<被保険者となる方の範囲>

●ケガ保険・病気保険・ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）で被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方、およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

（注）ケガ保険（1A・2A）は役員、従業員、準社員、嘱託の方のみ、病気保険（K2の特約区分2・3）は従業員の方のみがご加入いただけます。

●病気保険の被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で生後15日以上～満79才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険（6F）・長期収入サポートプランで被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、准社員、嘱託の方に限ります。

上記の被保険者が加入されると、日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金、ならびに携行品保険（10G）については以下の方も補償の対象となります。

●上記被保険者本人の配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族（本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）、別居の未婚の子。（同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生のときにおけるものをいいます。）

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●長期収入サポートプランの被保険者（補償の対象者）としてご加入いただける方は、上記に加えて保険期間の開始時点で満15才～59才の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

（3）ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（4）病気保険について

●継続加入の方は原因発生日（発病日）が2023年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2023年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。

●原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。

●「病気保険」では、疾病・症状一覧表（P 39～P 40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受けできません。また、B欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一の疾病・症状群の疾病・症状および医学上因果関係のある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受けします。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、継続時に、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただける場合があります。（詳細は、P 36～P 38「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

（5）自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わった場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。）

（6）保険料・保険金額について

前年度ご加入いただいた被保険者の人数（等）に従って割（増）引率が適用されます。

（7）事故発生時の注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
- 引受保険会社所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 休業・所得証明書（長期収入サポートプランの場合）
- 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）（長期収入サポートプランの場合）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることができます。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

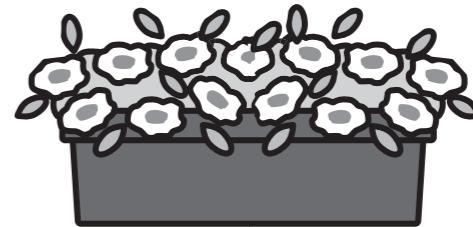
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（＊）法律上の配偶者に限ります。

●賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・団体長期障害所得補償保険等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



ご加入にあたっての留意点（必ずお読みください。）

【団体損害保険】
三井住友海上

●法律上の賠償責任について

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできることなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(8) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(9) ●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数（長期収入サポートプランの場合は就業障害である期間）の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(10) ●お客様のご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のためを利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

引受保険会社は次年度のこの保険引受の審査のため、この保険の契約における保険金請求情報を富士フィルムホールディングス株式会社に提供することができます。



(11) 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

ケガ保険・賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険（6F）

保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）

- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、下記補償の対象となります。）。
- ・保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

病気保険

【病気の補償】

保険金、解約返戻金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返戻金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

長期収入サポートプラン

保険金、解約返戻金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

税法上の取扱い（2022年10月現在）

*「税法上の取扱い」は今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

病気保険

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象なりません。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

長期収入サポートプラン

●払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

ご加入にあたっての留意点 (必ずお読みください。)

【団体損害保険】
三井住友海上

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただけますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただけますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（保険の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「長期収入サポートプラン【団体長期障害所得補償保険】（定額型）のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康状況告をしていただく契約のプランをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（保険の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただけますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更など）
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険（MS & AD型）・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

病気保険

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかる補償を拡大することをいいます。

長期収入サポートプラン

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*)支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、そのままを正確に漏れなくお答えください。
(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。（病気保険）
(インターネットでお手続きされる場合は、お申込人が)
被保険者のご回答を代理して告知ください。

病気保険

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none">基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none">基本補償部分の被保険者（子）が回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、介護対象者（親）に質問事項をご説明のうえ、記入ください。介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

病気保険

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
疾病入院時一時金補償特約	②ご加入はお引受できません。
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。
親の介護による休業補償特約	ご加入はお引受できません。

長期収入サポートプラン

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、

事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または

取消しどり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告
知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとな
ります。

・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いた
だしたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書
質問事項回答欄」へのご回答にてご回答いただけますようお願
いします。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たに加入を検討されているお客様へ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たに加入される場合も、新規に
ご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答え
いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入
できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払い
しない条件でご加入をお引受することができます。また、正しく
告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しど
りなことがあります。

ご加入にあたっての留意点（必ず、お読みください。）

<事務幹事会社> 日本生命保険相互会社

社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称: 積立式団体終身保険)	社員グループ保険	積立年金保険 (旧名称: 積立式団体終身保険)
●効力発生日: 2023年4月1日 以下のお申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。 『本人』富士フィルム(株)および関連会社に在職する役員(執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。)・社員(出向者を含みます。)・嘱託員・シニアスタッフおよび傭人の方で新規加入・増額は、年齢14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下(昭和27年10月2日以降生まれ)の方。継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下(昭和22年10月2日以降生まれ)の方。 《配偶者》上記本人の配偶者の方で 新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6ヶ月以下(昭和27年10月2日以降生まれ)の方。 ※民法改正の経過措置により、2022年4月1日時点でお年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。 継続加入は、年齢75歳6ヶ月以下(昭和22年10月2日以降生まれ)の方。 《こども》上記本人の扶養するこども(※)で年齢2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下の方。 ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (※) 健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。	●加入(増額)日: 2023年5月1日 (ただし、半年払(賞与払)の保険料部分の加入(増額)日は2023年7月1日です。) 加入日現在正常に勤務されており、満15歳以上かつ保険料払込期間満了までの期間が2年以上ある富士フィルム(株)および富士フィルム(株)と資本関係および人事交流のある関連会社に在職する役員(執行役員・フェロー・顧問・参与を含みます。)・社員・嘱託員・傭人の方。 ただし、加入日前において既に罹病(医師の診断による)または受傷している方は、加入できません。また、配偶者の方は加入できません。	●1年に収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。 脱退され、保険期間の中途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。	●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。 ●保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。
●保険期間は2023年4月1日～2024年3月31日までです。 以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。	保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。	税務上のお取扱い ●死亡保険金 『本人』相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受け取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死こども亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ●高度障がい保険金 被保険者が受取人の場合、非課税です。 年金 ●年金 (公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額 = (年金額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※ ※必要経費 = $\frac{\text{年金額}(除配当金) \times \text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$	税務上のお取扱い ●死亡保険金 『本人』相続税の課税対象となります。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受け取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者》本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死こども亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。 ●高度障がい保険金 被保険者が受取人の場合、非課税です。 年金 ●年金 (公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額 = (年金額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※ ※必要経費 = $\frac{\text{年金額}(除配当金) \times \text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$
●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。 ●更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。 ●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。 ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われる場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日 ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日 ●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。(例えば、3月24日に脱退された場合、3ヶ月保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。) ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。 ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険(終身保険・養老保険)に入ることができます。詳細は商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問い合わせください。	保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。	制度運営および引受保険会社 当制度は富士フィルムホールディングス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払込定期保険契約に基づいて運営します。 この团体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年8月1日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。	当制度は富士フィルムホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。 この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年8月1日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。 ●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。 ●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。	●年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。 ●遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。 (※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方に支払いします。	引受保険会社 日本生命保険相互会社(事務幹事)(48.14%) 大樹生命保険株式会社(18.66%) 住友生命保険相互会社(14.73%) 第一生命保険株式会社(13.08%) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社(2.19%) 明治安田生命保険相互会社(1.33%) SOMPOひまわり生命保険株式会社(0.62%) 大同生命保険株式会社(0.50%) メットライフ生命保険株式会社(0.46%) 東京海上日動あんしん生命保険株式会社(0.13%) 富国生命保険相互会社(0.08%) ソニー生命保険株式会社(0.08%)	当制度は富士フィルムホールディングス株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。 この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年8月1日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

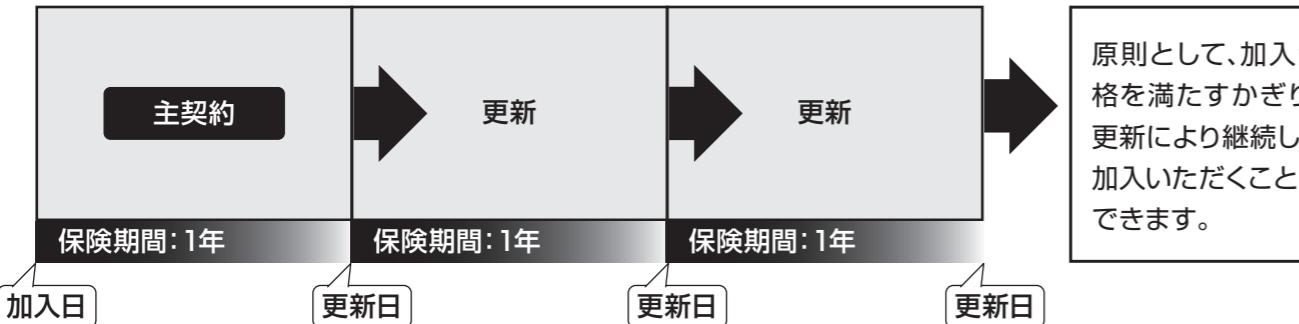
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけではなく、年金として受取ることもできます。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者（被保険者）、その遺族を受取人とする保障が付保されています。対象は富士フィルム株式会社と富士フィルムビジネスエキスパート株式会社です。
詳細は、別途ご案内します。

しきみ図（イメージ）



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主 契 約	死 亡 保 險 金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、P41をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、P41をご確認ください。

受取人

- 詳細は、P41をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、P42をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて業務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、P42をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】 団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読み替えます。ウェブお手続きの方は、インターネット(ウェブサイト)にて告知および申込み手続きをしてください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要な事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになります。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。

ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要があるので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

積立年金保険（旧名称：積立式団体終身保険）ご契約の概要について

【契約概要】 拠出型企業年金保険

<事務幹事会社> 日本生命保険相互会社

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。

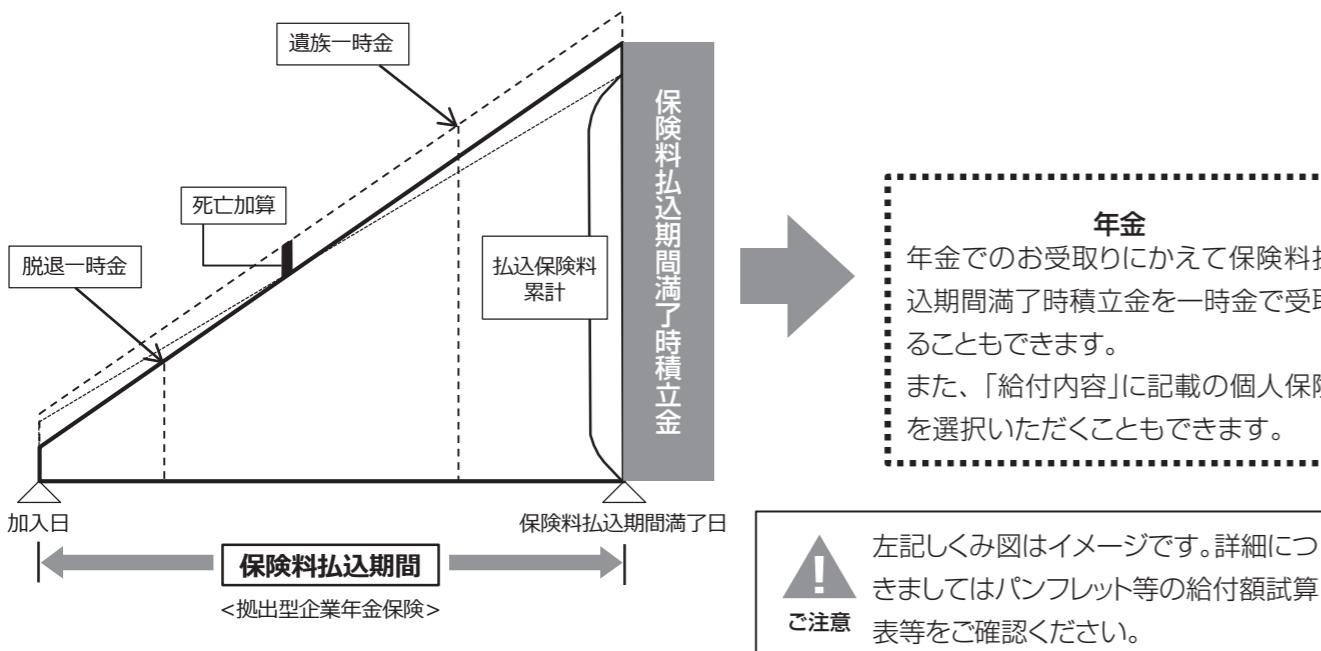
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等をご参照ください。

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。

しくみ図（イメージ）



加入資格

- 詳細はP41をご確認ください。

保険料

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【保険料払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者（被保険者）にお支払いします。年金種類が複数ある場合、いずれか一つを選択いただきます。
- 10年確定年金、15年保証期間付終身年金

- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【保険料払込期間中の給付内容】

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき、死亡時点の積立金額に所定の金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

- 詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はP41をご確認ください。

配当金

- 詳細はP42をご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約が共同取扱契約の場合（この拠出型企業年金保険契約を複数の引受保険会社でお受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細はP42をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

■退職後のお取扱い

	A 自己都合退職者	B 定年退職者	C 会社都合退職者
社員グループ保険	×	○	○
継続加入の可否	退職時に脱退。 更新日現在で年齢70歳6ヶ月まで継続可。	更新日現在で年齢70歳6ヶ月まで継続可。	

退職後保障	退職時手続き	備 考
B:更新日現在で年齢70歳6ヶ月まで継続可。 C:更新日現在で年齢70歳6ヶ月まで継続可。	FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンター、または富士フィルムグループ各社保険担当窓口から手続きのご案内をいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 退職後の最高保険金額は本人4,000万円、配偶者1,000万円までとなります。 「申込書兼告知書」で減額手続きをされない場合、退職後最初に迎える更新日より、本人は4,000万円、配偶者は1,000万円に自動的に減額され継続されます。 こどもは、本人が退職後、次期更新日前日付で脱退となります。

■注意事項

<社員グループ保険>

●「死亡保険金受取人指定書」について

新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人を複数人指定される場合、本人との続柄が「その他（9）となる方を受取人にされる場合、また、すでに加入されている方で死亡保険金受取人を変更される場合は、別紙「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

インターネット（ウェブサイト）から出力し、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

●告知事項に該当する場合

「被保険者の告知書」をご記入のうえ、ご提出ください。

■ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、商品パンフレットの裏面に記載の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の保険会社窓口までご連絡ください。)

社員グループ保険	<p>〈日本生命お問合せ先〉 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター</p> <p>● TEL 0120-563-925</p> <p>※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。</p> <p>●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 を除く。)</p>
積立年金保険	<p>〈日本生命お問合せ先〉 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター</p> <p>● TEL 0120-563-924</p> <p>※お問合せの際には、記号証券番号（970-91543）をお知らせください。</p> <p>●受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 を除く。)</p>

個人情報の取扱いに関する富士フィルムホールディングス株式会社と引受保険会社からのお知らせ

社員グループ保険・積立年金保険について

●この保険契約は、富士フィルムホールディングス株式会社（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調査作成事務のみに使用します。

~死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて~

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

重要事項説明書 入院保障保険(プライム60)

その他重要なお知らせ

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■団体取扱・集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱・集団扱でご契約になれるのは、当該団体・集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・団体・集団をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該団体・集団から脱退後に、当該団体・集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要となります。
 - ・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

入院保障保険(プライム 60)：手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60 日型)

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社

保険サービスセンター

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンライトツイン
TEL 03-6300-6745

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社 制度推進部

【照会先】法人ビジネス業務部

〒 108-8020 東京都港区白金 1-17-3
TEL 03-6737-7450

Form No.0D4426(8.0) AXA-A1-2211-1571/9W2 2022.11.14

